

国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則を次のとおり改正する。

現行					改正					備考
(授業科目等) 第3条 (略) 2 博士前期課程の学生は、必修科目 14 単位及び選択科目 16 単位以上あわせて 30 単位以上を修得しなければならない。 3 (略) 第4条 (略) 2 (略) 3 博士後期課程共同先進健康科学専攻の学生は、必修科目 12 単位、 <u>選択必修科目 2 単位</u> 及び選択科目 6 単位以上あわせて 20 単位以上を修得しなければならない。 4 (略) 別表第2(第4条関係) 〔博士後期課程〕 共同先進健康科学専攻					(授業科目等) 第3条 (略) 2 博士前期課程の学生は、必修科目 15 単位及び選択科目 15 単位以上あわせて 30 単位以上を修得しなければならない。 3 (略) 第4条 (略) 2 (略) 3 博士後期課程共同先進健康科学専攻の学生は、必修科目 12 単位及び選択科目 8 単位以上あわせて 20 単位以上を修得しなければならない。 4 (略) 別表第2(第4条関係) 〔博士後期課程〕 共同先進健康科学専攻					
	授業科目	単位数(東京農工大学開講)	単位数(早稲田大学開講)	単位数(共通)		授業科目	単位数(東京農工大学開講)	単位数(早稲田大学開講)	単位数(共通)	
専攻 基軸 科目	化学物質総合管理学		○2		専攻 基軸 科目	化学物質総合管理学		○2		
	生活環境総合管理学		○2			生活環境総合管理学		○2		
	食農総合管理学		○2			食農総合管理学		○2		
	感染症総合管理学		○2			感染症総合管理学		○2		
	<u>ハザード評価学</u>		<u>○2</u>							
	<u>リスク評価学</u>		<u>○2</u>							
	研究倫理		2			研究倫理		2		
	イノベーションリーダーシップ		2			イノベーションリーダーシップ		2		
実践 英語 教育 科目	Professional Communication		1		実践 英語 教育 科目	Professional Communication		1		
	Advanced Technical Reading and Writing		1			Advanced Technical Reading and Writing		1		
	Advanced Technical Presentation		1			Advanced Technical Presentation		1		

	Workplace English		1	
生命科学	獣医学概論	○2		
	実験動物学特論	○2		
	疾患モデル学特論	○2		
	分子病態制御学特論	○2		
	分子再生医学特論	○2		
	知覚運動制御特論	○2		
	先進がん治療特論	2		
	分子腫瘍学特論		2	
	脳・こころの健康医療科学特論		2	
	健康免疫学特論		○2	
環境科学	環境バイオ分析化学特論	○2		
	環境微生物学特論	2		
	環境ゲノム情報解析特論	2		
	植物環境工学特論	2		
	環境生物資源特論		○2	
	環境生理学特論		○2	
食科学	生活習慣病予防学特論	○2		
	食理健康学特論	2		
	生体分子反応特論	2		
	実践生物統計学	○2		
演習科目	時間栄養・薬理学特論		○2	
	先進健康科学計画研究			◎4
	先進健康科学セミナーI			◎4
	先進健康科学セミナーII			◎4
	先進健康科学セミナーIII			4
	実践プレゼンテーション特論 I			4
	実践プレゼンテーション特論 II			4
実地研修研究特論			4	

	Workplace English		1	
生命科学	獣医学概論	○2		
	実験動物学特論	○2		
	疾患モデル学特論	○2		
	分子病態制御学特論	○2		
	分子再生医学特論	○2		
	知覚運動制御特論	○2		
	先進がん治療特論	2		
	分子腫瘍学特論		2	
	脳・こころの健康医療科学特論		2	
	健康免疫学特論		○2	
環境科学	環境バイオ分析化学特論	○2		
	環境微生物学特論	2		
	環境ゲノム情報解析特論	2		
	植物環境工学特論	2		
	環境生物資源特論		○2	
	環境生理学特論		○2	
食科学	生活習慣病予防学特論	○2		
	生体分子反応特論	2		
	実践生物統計学	○2		
	時間栄養・薬理学特論		○2	
演習科目	先進健康科学計画研究			◎4
	先進健康科学セミナーI			◎4
	先進健康科学セミナーII			◎4
	先進健康科学セミナーIII			4
	実践プレゼンテーション特論 I			4
	実践プレゼンテーション特論 II			4
	実地研修研究特論			4

附 則 (25 生規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定については、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在在学している者の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。